

## 平成29年度 第3回田川市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 平成29年10月2日（月）

18:00～:19:00

場 所 田川市役所 1階 大会議室

出席委員 8名（欠席委員2名）

【会長】 議事に入る前に本会議の成立の可否について事務局に報告をもとめる。

【事務局】 本日の委員の出席は10名中8名であり、成立している事を報告する。

【会長】 今回の議事録署名人は、被保険者代表「田尻」委員、医師薬剤師代表「佐々木」委員にお願いしたいと思う。

それでは議事に入る。(1)平成28年度決算説明について、事務局に説明をお願いします。

【事務局】 歳入決算見込額 7,341,380,094 円、歳出決算見込額 7,171,566,152 円、差引 169,813,942 円である。歳入と歳出の差について、1人当たりの医療費は若干伸びているが、被保険者数は27年度に対し、約600人が減少し11,973人となっている。被保険者数の減少が医療給付費に影響する。医療費は見込みが大変難しく、また、インフルエンザが流行することもあるため、多めに組んでいる。

27年度は約3億の赤字。28年度から「前年度繰上げ充用金」として支出している。この金額は一般会計から繰り入れしている。

単年度で見ると赤字や黒字があり、年によって差がある。27年度に税率改正し、28年度は黒字となっている。

【会長】 今の説明にあったが、その年の状況によって赤字や黒字となり、見込みが大変難しいものである。何か質問があればお願いします。

【委員】 赤字の年度があるが、繰入を行ったが赤字となっているのか。

【事務局】 繰越金が約4億、基金が約4億あり、それに対応していたが、27年度に無くなったため、一般会計からの繰り入れを行った。

【委員】 繰入と言っているが、法定繰入なのか、法定外繰入なのか。

【事務局】 歳出の総務費の中で人件費や事務費は一般会計から法定での繰入である。保険税では、所得の低い方について2割、5割、7割の軽減措置を行っており、その軽減分も一般会計から法定での繰入である。出産育児一時金も一部法定での繰入である。  
繰上げ充用の財源は、一般会計から法定外での繰入である。

【委員】 法定外繰入は必要において実施するべきだと思う。しかし、執行部は過去に法定外繰入は実施しないことに決めたと言う。実績として過去に何度も法定外繰入を行ってきたので、今後も柔軟に対応してもらいたい。

【事務局】 ただいまの意見は、個人としての意見なのか、委員会としての意見なのか。

【委員】 個人的な意見である。繰上充用の財源を一般会計が負担したという事は国保としては助かったと思う。しかし、見解として間違っているなら教えて欲しい。

【事務局】 間違いではない。確かに27年度の赤字分を28年度繰上充用しており、財源については、法定外繰入を行っている。

国は、県化に伴い赤字補填の法定外繰入は解消に努めるようにとの方向である。中長期的には、現在法定外繰入を行っている市町村は、将来的には法定外繰入を無くす方向である。

また、平成6年以降は赤字補填としての法定外繰入は行っていない。

長期財政見通しでは、平成35年度に早期財政健全化基準を超え、平成36年度に財政再生基準を超え、平成37年度には累積赤字54億円となる。したがって、法定外繰入するための財源を確保することは、将来的にも難しいと思われる。また、市長の政策判断

となるため、この場で決められることはない。

【会長】 他に質問や意見はないか。

ないようなので、次の都道府県化関連説明に移る。

事務局説明をお願いします。

【事務局】 国民健康保険運営方針の作成について。

市町村国保の現状と課題として、財政運営上の構造的な課題や、事務処理のばらつきによる事業運営上の課題がある。

そのため、平成 30 年度から、都道府県化が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的に担い、国民健康保険制度の安定化を図ることとされている。

そこで、県と市町村とで事務の共通認識、事業の広域化等を推進できるように、統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要がある。

また、国民健康保険の運営方針は、平成 29 年度に策定する必要がある。

福岡県については、1 2 月までに策定する予定となっている。

国保運営方針の位置づけについて。

市町村の事務の効率化、標準化、広域化を推進するために県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定める。

また、厚生労働省は地方と協議をし、国保運営方針のガイドラインを県へ通知することとなっている。このガイドラインとは前回の資料で配布したものである。

主な記載事項として、必須事項が 4 項目、任意事項が 4 項目あるが、任意事項についても、福岡県は全て記載予定である。

次に、別紙 1 答申素案の概要について。

資料の後ろに答申素案を付けているが、ここでは、概要について説明する。また、概要に対応する答申素案のページ数を伝える。

答申素案の概要は、平成 30 年度以降、県は市町村とともに国保を運営。市町村は引き続き細かい事務を担う。また、統一的な運営方針を定める、というもの。

基礎的事項について、国保制度が円滑に運営されるように運営方針を策定することや、保険料の県内均一化を見据え、事務の効率化等を推進すること、また、国保運営方針の対象期間は 6 年間で 3 年毎に検証し見直しを実施することがあり、答申素案の 1～2 ペ

ージに記載されている。

財政運営について、計画的な赤字解消・削減の取組が 8 ページ。保険料の県内統一化の方向性が 12 ページ。標準的な保険料の算定方式を設定する項目が 13 ページ。保険料が上昇する場合の激変緩和措置に関する事が 10 ページ。激甚災害の発生時、該当市町村へ県基金からの資金交付が 9 ページに記載されている。

事業運営について、市町村ごとに保険料の目標収納率を定め、収納対策の取組の推進に関する事が 17 ページから 19 ページ。レセプト点検の共同実施が 23 ページ。保険者努力支援制度による国交付金を活用し、特定健診・保健指導をはじめとした市町村の医療費適正化の取組みの支援が 35 ページ。平成 30 年度から実施する、保険証の更新時期の統一や高齢受給者証との一体化等の国保事務の標準化等が 40 ページに記載されている。

国保運営方針を支える取組として、県総合計画をはじめ、他の県計画と緊密に連携した取組の推進が 45 ページ。国保共同運営会議の運営や、P D C A サイクルの好循環が 47 ページ。県国保運営協議会への市町村参加や各種研修会等の共同運営が同じく 47 ページに記載されている。

この運営方針については、県において近々パブリックコメントが行われる。実施の時期は県の H P で公開される。

次に、国民健康保険事業費納付金についてである。検討にあたっての基本的な考え方は、①平成 30 年度から施行される国保改革に対して県内の市町村国保の現状を踏まえて対応する。②平成 30 年度直ちには保険料の県内均一化は行わない。市町村の医療費水準を平準化し、中長期的に均一化。③公平な被保険者の負担となるよう、所得水準と医療費水準に応じて、各市町村で納付金を分担。の 3 点である。

次に福岡県の市町村国保における医療費及び所得水準の状況である。

平成 25 年度から 27 年度の 3 か年平均で、田川市は県平均と比較して医療が高い状況であり、所得水準は、県平均と比較してかなり低い状況である。

納付金の算定方法について、医療費水準の格差をそのまま反映。均等割、平等割、所得割の 3 方式を採用。均等割と平等割の比率は 6 : 4。応益分と応能分の比率は 1 : 国が示す係数  $\beta$ （参考：約 0.8）。賦課限度額は、国の政令基準で行う。

納付金の試算結果について、別添資料は、平成 29 年度に新制度が施行されたと仮定し試算を行った結果である。対 27 年度伸び率で 100%を超える市町村が負担増加とな

り 34 団体。減少市町村は 26 団体。増加する 34 団体が負担緩和対象団体となる。田川市は 98.11%である。

なお、平成 30 年度の納付金の算定は、平成 30 年 1 月頃の予定である。

スケジュールについて、

県) 現在、パブリックコメント手続中。12 月中に答申、運営方針の決定。納付金等に関して条例を審議。1 月～3 月に保険料等に関して条例を審議。

市) 県から仮係数に基づく計算結果が出るのが 11 月下旬と変更となったため、第 4 回開催が 12 月中旬の予定。第 5 回は条例の改正も必要なので、当初のまま 1 月中旬。

以上である。

【会長】 ただいまの説明について何か質問があればお願いします。

【委員】 交付金についてはどうなっているのか。交付額は現在と変わらないのか。

【事務局】 財政運営が県単位なので、国からの交付金は県に入る。

【委員】 田川市に入ってくる時に額は変わらないのか。

【事務局】 保険給付に関する分は県に入る。その後納付金の算定時に差引される。市に入る分もあるが、結果、今と同額とはならないものとなる。

【委員】 田川市が医療にかかった金額の関係で国からくる交付金が、今後県に移行することで、結局どういったように変わるのか。

【事務局】 納付金の計算時は、県全体での医療費を計算し、国からくる交付金を差引いて算定される。その後市町村ごとに被保険者数割で納付金が通知されるが、その前段で、年齢補正等の各種調整が行われるものである。

財政の動きとしては、県が各市町村から納付金を納めてもらい、その後、県が各市町村の医療費に必要な額を交付する。

【委員】 国から県へ交付される額に、田川市の納付金相当分が含まれていると理解してよろしいのか。

【事務局】 市町村毎ではなく、あくまで財政運営が県単位となるので、県全体としてかかった医療費があり、国から県へ交付金が入る。その後不足する金額を保険料として徴収しないといけないが、各市町村へ調整し按分するものとなる。

【会長】 他になければ次に移る。それでは、議事の4 その他について質問等何かあればお願いします。

【委員】 県化に伴う法定外繰入のあり方について

大阪府は、法定外繰入をしてはいけないとは言えない。決定は保険者であるとしている。意見として述べさせてもらった。

モデル所帯健康保険税一覧表という資料を持ってきている。その中で田川市はトップとなっている。保険税 27 万 500 円と出ている。

【事務局】 HPを見てもそういった資料は公表されていない。

【事務局】 前回田川市が税率を定める際には、モデルケースでお示しした。その中で各項目では上位に入ってくる結果となった。また実際に賦課額を計算し、一人当たりで直すと、下から数えた方が早いという結果となった。

モデルケースでは、その部分のみを抽出するので、田川市が一番高いというデータとなることが多いが、全体で見ると、低所得者が多く、軽減が入ったり、所得割が 0 になったりといった状況である。

【会長】 他にはないか。

【委員】 がん検診について、田川市でも保健センターで実施されているが、近隣の市町村と比べて本人負担額が高い。負担額が低い方が受診率も伸びるのでは。

【事務局】 別の課が所管なので、情報や意見を伝えておく。

【会長】 それでは、次回の開催日を決めたいと思う。

12月中旬、曜日は月曜日、時間は18時、日程調整は事務局にお願いする。

【委員】 予算要求の時期となるが12月中旬開催で間に合うのか。

【事務局】 納付金や保険税率が算定されている状態で予算に反映されることが望ましいが、国が示すのが年明けであるため時期的に厳しいので、当初予算を組む時はこれまでどおり算定をベースに予算化し、補正を加えていく形になると思われる。

【会長】 それでは他にないようなので、これで終了する。